

平成26年第2回 広島市議会定例会提出案件

予算案	条例案	その他の議案	専決処分承認案	計	報告
4件	10件	9件	2件	25件	8件

1 予算案

- (1) 平成26年度広島市一般会計補正予算（第1号）
- (2) 平成26年度広島市母子寡婦福祉資金貸付特別会計補正予算（第1号）
- (3) 平成26年度広島市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- (4) 平成26年度広島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

2 条例案

- (1) 広島市いじめ防止対策推進審議会条例の制定について
（教育委員会）

いじめ防止対策推進法の制定によるもの

本市のいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、広島市いじめ防止対策推進審議会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定める。

施行期日 平成26年7月15日

(2) 広島市市税条例等の一部改正について (財政局)

地方税法の改正に伴うもの

(主な改正内容)

1 法人の市民税

地域間の税源の偏在性を是正し財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部が国税化され地方交付税原資とされることに伴い、法人税割の税率を引き下げる。

区 分	現 行	改 正
資本金 1 億円以下の法人で法人税額年 2 4 0 万円以下のもの等	1 2 . 3 %	9 . 7 %
上記以外の法人	1 4 . 7 %	1 2 . 1 %

施行期日 平成 2 6 年 1 0 月 1 日

2 固定資産税

(1) 課税標準の特例措置の創設等

ア 水質汚濁防止のための汚水又は廃液の処理施設である汚泥処理装置等に係る特例措置を延長し、固定資産税の課税標準について、価格に 3 分の 1 を乗じた額とする。

イ 大気汚染防止法及び土壌汚染対策法に規定する一定の有害物質の排出を抑制する活性炭利用吸着式処理装置に係る特例措置を延長し、固定資産税の課税標準について、価格に 2 分の 1 を乗じた額とする。

- ウ 水防法に規定する地下街等の所有者又は管理者が取得した浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準について、価格に3分の2を乗じた額とする特例措置を講ずる。
 - エ フロン類を使用しない一定の冷蔵機器等に係る固定資産税の課税標準について、価格に4分の3を乗じた額とする特例措置を講ずる。
- (2) 既存建築物の耐震改修に係る減額措置の創設に伴う申告手続の整備

減額措置の内容

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震診断結果が所管行政庁に報告された不特定多数の者が利用する大規模建築物等について、一定の耐震改修工事を行った場合、申告に基づき、最初の2年間の税額を2分の1に減額する。

施行期日 公布の日

3 軽自動車税

- (1) 自動車税との格差の是正を図るため、平成27年4月1日以後に初めて道路運送車両法の規定による車両番号の指定を受けた3輪及び4輪以上の軽自動車に係る税率を次のように改める。

区 分			税 率 (年 額)	
			現 行	改 正
3輪のもの			3,100円	3,900円
4輪以上のもの	乗用のもの	営業用	5,500円	6,900円
		自家用	7,200円	10,800円
	貨物用のもの	営業用	3,000円	3,800円
		自家用	4,000円	5,000円

施行期日 平成27年4月1日

- (2) 環境性能に応じた課税の実施を図るため、一定の3輪以上の軽自動車が初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る税率について、次のとおりとする特例措置を講ずる。

区 分			税 率 (年 額)
3輪のもの			4,600円
4輪以上のもの	乗用のもの	営業用	8,200円
		自家用	12,900円
	貨物用のもの	営業用	4,500円
		自家用	6,000円

施行期日 平成28年4月1日

- (3) 他の車種との税負担の均衡を図り、徴税コストに見合った税率水準の適正化を図るため、原動機付自転車等に係る税率を次のように改める。

区 分		税 率 (年 額)	
		現 行	改 正
原動機付 自転車	50cc以下（ミニカーを除く。）	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽自動車	2輪のもの（125cc超250cc以下）	2,400円	3,600円
	専ら雪上を走行するもの	2,400円	3,600円
小型特殊 自動車	農耕作業用のもの	1,600円	2,400円
	その他のもの	4,000円	5,000円
2輪の小型自動車（250cc超）		4,000円	6,000円

施行期日 平成27年4月1日

- (3) 広島市特別会計条例の一部改正
について（こども未来局）

母子及び寡婦福祉法の改正に鑑み、父子福祉資金の貸付けを行うこととするため、母子寡婦福祉資金貸付特別会計の名称及び目的を改めるもの

区分	現 行	改 正
名称	母子寡婦福祉資金貸付特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計
目的	母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け	母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け

施行期日 平成26年10月1日

(4) 広島市ひとり親家庭等医療費補助条例の一部改正について
(健康福祉局)

母子及び寡婦福祉法の改正に伴う規定の整備

施行期日 平成26年10月1日

(5) 広島市児童館条例の一部改正について (教育委員会)

児童館を新設するもの

名 称	位 置
広島市伴南児童館	安佐南区伴南一丁目21番1号

施行期日 平成26年10月1日

(6) 広島市市営駐車場条例の一部改正について (道路交通局)

利用者数の減少に鑑み、路外駐車場を廃止するもの

名 称	位 置
広島市市営横川駐車場	西区横川町三丁目

施行期日 平成27年4月1日

(7) 広島市景観条例の一部改正について (都市整備局)

(主な改正内容)

- 1 景観計画の策定に伴い、同計画の区域内における届出義務が適用されない行為等について定めるもの

施行期日 平成27年1月1日

- 2 景観及び屋外広告物に関する事項を合理的かつ効率的に審議するため、屋外広告物に関する事項を景観審議会で審議することとし、屋外広告物審議会を廃止するもの

施行期日 平成26年10月20日

(8) 広島市市営住宅等条例の一部改正について (都市整備局)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴う規定の整備

施行期日 平成26年10月1日

(9) 広島市火災予防条例の一部改正
について (消防局)

(主な改正内容)

- 1 消防法施行令の改正に伴い、火を使用する器具等の取扱いの基準に、当該器具等を多数の者の集合する催しに際して使用する場合には消火器の準備をした上で使用することを加える。
- 2 多数の者の集合する屋外での大規模な催しを指定して、その主催者に対し、火災予防上必要な業務に関する計画の提出等を義務付けるとともに、当該計画の提出を怠った場合に罰則を適用することとする。
- 3 防火対象物における消防の用に供する設備の設置状況が消防法等に違反する場合は、消防法に基づく公示とは別に、速やかに、その旨を公表することができることとする。

施行期日 平成26年8月1日

(10) 広島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について（消防局）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に鑑み改正するもの

非常勤消防団員に係る退職報償金の支給額の引上げ

(例) 勤務年数30年以上の場合

階 級	現 行	改 正
	円	円
団 長	929,000	979,000
副 団 長	859,000	909,000
分 団 長	799,000	849,000
副 分 団 長	759,000	809,000
部長及び班長	684,000	734,000
団 員	639,000	689,000

施行期日 公布の日

3 その他の議案

(1) 町及び字の区域の変更について
(企画総務局)

住居表示の実施のためのもの

(佐伯区)

現 在	変 更 後
いづ か いちろうおお あざいし うちあざ おし 五日市町大字石内字押	いしうちきた 石内北二丁目
いり やま 入山の一部	いしうちきた 石内北五丁目

(2) 新たに生じた土地の確認について
(企画総務局)

公有水面の埋立てによるもの

位 置	面 積
西区の観音新町三丁目及び観音 新町四丁目のそれぞれの地内	9,800.29m ²

(3) 公の施設の指定管理者の指定について
(都市整備局)

公の施設の指定管理者を指定するもの

1 指定に係る公の施設

京橋住宅

2 指定の相手方

株式会社第一ビルサービス

3 指定の期間

平成26年7月10日～平成28
年3月31日

(4) 市道の路線の廃止について
(道路交通局)

南4区559号線ほか16路線

(5) 市道の路線の認定について
(道路交通局)

南4区559号線ほか31路線

(6) 契約の締結について
(市民局)

広島平和記念資料館展示物等整備

整備場所 中区中島町

整備概要 展示造作、映像音響・情報システム等の製作及び設置

委託金額 8億4,672万円

委託先 株式会社丹青社

契約期間 契約成立の日から平成28年
3月15日まで

(7) 契約の締結について
(道路交通局)

東大橋架替工事 (その2)

工事場所 南区の南蟹屋一丁目、大州一丁目、段原日出二丁目及び上東雲町

工事概要 鉄筋コンクリート造りの橋台1基及び橋脚1基の建設工事

請負金額 6億9,984万円

請負人 錦建設株式会社

工期 契約成立の日から平成27年12月25日まで

(8) 契約の締結について
(消防局)

広島都市圏消防救急デジタル無線装置等整備

整備場所 広島市、大竹市、廿日市市及び江田島市並びに安芸郡の府中町、海田町、熊野町及び坂町並びに山県郡安芸太田町

整備概要 車載型移動局無線装置、基地局無線装置等の製造及び設置

請負金額 23億3,712万円

請負人 日本電気株式会社

契約期間 契約成立の日から平成28年3月31日まで

(9) 和解について (環境局)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反する行為を行ったことにより本市に損害を与えた大気常時監視自動計測器の製造販売業者と和解をするもの

(主な和解内容)

- 1 相手方は、本市に対し、本件不法行為による損害賠償債務として、それぞれ、次の表の金員の支払義務があることを認めるとともに、当該金員を同表の支払方法に従い支払う。

相手方	損害賠償債務	支払方法
東亜ディーケーケー株式会社	270万 755円 〔契約金額の20%及び 遅延損害金相当額年5%〕	平成26年7月末日限り全額
株式会社堀場製作所	134万8,992円 〔契約金額の20%及び 遅延損害金相当額年5%〕	平成26年7月末日限り全額
<small>きもと</small> 紀本電子工業株式会社	39万9,000円 〔契約金額の20%〕	平成26年から平成29年まで毎年 7月末日限り各3万9,900円 平成30年から平成32年まで毎年 7月末日限り各7万9,800円

- 2 本市及び相手方は、本市と相手方との間には、本件不法行為に係る損害賠償に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

4 専決処分の承認

- (1) 広島市市税条例の一部改正について 地方税法の改正に伴う規定の整備
(平成26年3月31日専決処分)
(財政局) 施行期日 平成26年4月1日

- (2) 地方独立行政法人広島市立病院 地方独立行政法人広島市立病院機構の中期
機構中期計画の認可について 計画を認可するもの
(平成26年4月1日専決処分)
(健康福祉局)

5 報告

- (1) 繰越明許費の繰越しの報告につ 一般会計、広島市民球場特別会計、中央卸
いて (市民局ほか) 売市場事業特別会計

- (2) 事故繰越しの繰越しの報告につ 一般会計
いて (消防局) 佐伯消防団上水内分団湯来車庫新築工事
が年度内に完成しなかったもの

(3) 予算繰越しの報告について
(水道局ほか)

水道事業会計、下水道事業会計、病院事業
会計

(4) 専決処分の報告について
(道路交通局ほか)

道路の管理^{かし}瑕疵等による損害賠償額の決定

道路の管理^{かし}瑕疵

12件 124万9,807円

交通事故

5件 188万6,866円

その他

8件 282万8,718円

(5) 専決処分の報告について
(道路交通局)

工事請負変更契約の締結

広島新交通1号線新白島駅(仮称)建設
工事

請負金額の変更

変更前	9億8,490万円
変更後	10億2,181万80円

変更理由

残土処分地の変更等による。

(6) 専決処分の報告について
(都市整備局) 市営住宅に係る家賃等の長期滞納者に対する家屋明渡等の訴えの提起

3件

(7) 専決処分の報告について
(都市整備局) 市営住宅に係る家賃等の長期滞納者との即決和解

8件

(8) 法人の経営状況報告について
(市民局ほか) 公益財団法人広島市文化財団ほか14件

[参考]

(1) 異議申立てに対する決定について
(下水道局) 下水道の使用料に係る納入通知についての異議申立てがあったことによるもの

(2) 人権擁護委員候補者の推薦について (市民局) 任期满了によるもの